

天理市公告第 41 号

条件付き一般競争入札について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び天理市契約規則（昭和 40 年 8 月天理市規則第 22 号）第 3 条に基づき、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 26 日

天理市長 並河 健



第 1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 天理市立公民館 LED 照明機器賃貸借（リース）業務
- (2) 履行場所 別紙 1 「対象施設一覧」のとおり
- (3) リース物品 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和 8 年 12 月 28 日まで
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、天理市の契約規則の契約保証金免除項目に該当する場合はこの限りでない。
- (7) 賃貸借（リース）契約について
 - ① 契約は公民館の所管課である市民総活躍推進課と行うこととする。
 - ② 令和 8 年 12 月 28 日までにすべての設置作業を完了させ、作業が完了した公民館ごとに仕様書に基づき検査を行うこととする。
 - ③ 所管するすべての公民館の検査完了後、5 年間（60 ヶ月）の賃貸借（リース）契約を締結し、対象物件については賃貸借（リー

ス) 満了後に無償譲渡すること。

④賃貸借（リース）期間中の支払額は、月額リース料に消費税率に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）を支払うものとする。

⑤対象物件の固定資産税（償却資産）に関しては、天理市が納税義務者となる。

第 2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加者は、以下に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 天理市長から業務等に関し指名停止を受けている者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更正計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (4) 国税又は天理市税に滞納がないこと。
- (5) 本市の令和 8 年度天理市物品購入等における「入札参加資格名簿」において、登録業種の「P 賃貸業務」において「ウ リース（その他）」に登録された事業者であること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 天理市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月天理市条例第 22 号）第 2 条第 1 号若しくは同条第 2 号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

第3 入札参加手続き

本入札に参加を希望する者は、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。なお、市から当該書類の内容に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 申請書類

入札参加表明書（様式1）

(2) 提出先及び提出期限等

- ①提出場所 下記第4の担当部局
- ②提出期限 令和8年7月24日（金曜日）午後5時まで
- ③提出方法 持参又は郵送（期限必着）
- ④受付時間 持参する場合は、休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

(3) 入札の辞退について

入札参加表明書の提出後に入札を辞退する場合は、下記の要領で必ず入札辞退届（様式C）を提出すること。

- 提出期限 令和8年7月27日（月）正午まで
- 提出場所 下記第4の担当部局
- 提出方法 郵送、持参、又はメールでの提出を可とする。

第4 担当部局

〒632-8555

奈良県天理市川原城町605 天理市役所4階

天理市市長公室 市民総活躍推進課

電話番号 0743-63-1001（内線426）

E-mail katuyaku@city.tenri.nara.jp

第5 仕様書の閲覧

仕様書は、本市ホームページにて閲覧に供する。

閲覧場所 本市ホームページ「各課のご案内」－「市長公室」の
「市民総活躍推進課」－「入札関係」のページ

第6 質疑に関する事項

仕様書に対する質問がある場合は、質問書（様式2）を以下のとおり提出するものとする。

○質問受付期限 令和8年7月8日（水曜日）午後5時まで

○質問の方法 メールにて担当部局に提出

※質問書を提出した場合は、到着確認の電話連絡をすること。

なお、上記の日時・方法以外の質問には回答を行わない。

○回答の日時 令和8年7月14日（火曜日）正午

○回答の方法 本市ホームページ「各課のご案内」－「市長公室」市民総活躍推進課「入札関係」のページにて
質問内容とともに閲覧に供する。

第7 同等品に関する事項

別紙2の「照明器具リスト」にある基準品以外の同等品を選定する場合は、「別紙3 同等品申請書」に使用する製品の詳細を示し、各製品の仕様が分かるもの（カタログ等）を併せて担当課へ提出すること。

○同等品申請期限 令和8年7月21日（火曜日）午後5時まで

○同等品申請の方法 メールにて担当部局に提出

※同等品申請書を提出した場合は、到着確認の電話連絡をすること。

※データ容量の関係上、送付が困難である場合は、事前に担当部局へ相談すること。

○同等品の可否について

同等品として認められた機器については、令和8年7月24日（金曜日）正午に本市ホームページ（第6の質問回答と同じページ）にて閲覧に供する。

なお、同等品申請を行わずに同等品として入札した場合及び同等品申請において同等品として認められなかった機器により入札した場合は、無効とする。

第 8 入・開札日時及び場所

- (1) 日 時 令和 8 年 7 月 28 日 (火曜日) 午後 2 時
- (2) 場 所 天理市役所 3 階 333 会議室

第 9 入札に際しての注意事項

- (1) 入札に参加する場合は、必ず上記日時に来庁し、入札書（様式 A）を封筒に入れて提出すること。また、入札書に押印する印鑑は登録申請時に届け出た印鑑を押印し、入札箱に投函すること。
- (2) 代理人が入札しようとするときは、委任状（様式 B）を提出すること。また、入札書へは代理人の氏名を記入し、代理人使用印鑑を押印してから入札箱に投函すること。
- (3) 入札書には、参考として「リース料率」を記入すること。
- (4) 入札室に入室できるのは、1 業者につき 1 名とする。
- (5) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は 3 回までとする。
- (6) 再度の入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、3 回の入札を通じて最低価格をもって入札した者と、随意契約を締結するための交渉を行うことがある。
- (7) 入札の執行に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期する。
- (8) 投函した入札書の引き替え、変更又は取り消しは認めない。

第 10 入札金額

- (1) 入札書に記載する額は、対象物件の5年間の総額賃貸借（リース）料とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

第11 入札の無効

入札において、次のいずれかに該当する入札は無効又は失格とする。

- ①入札書に記名押印を欠く入札
- ②入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- ③同一入札者がなした2通以上の入札
- ④入札金額を訂正した入札又は判読しがたいと認められる入札
- ⑤入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- ⑥入札に関し談合等の不正行為をなした者の入札
- ⑦係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
- ⑧入札参加資格のない者が行った入札
- ⑨その他入札条件に違反した入札

第12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

この場合において、当該者が2者以上の場合は、くじにより落札者を決定する。なお、くじとなった場合、くじを辞退すること

はできない。

- (2) 落札者は、入札後速やかに納品機器リスト（様式D）を提出すること。

第 13 契約の締結及び契約書

- (1) 本契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約として実施する。
- (2) 契約書の案については、落札者にて作成し、その内容に基づき市担当者と協議する。
- (3) 落札事業者は、落札後速やかに契約を締結するものとする。
- (4) 支払い方法は、四半期ごと（6 月、9 月、12 月及び 3 月締めの翌月払い）の支払いとし、請求書受領後 30 日以内に支払うものとする。

第 14 契約手続きの停止等

本業務の契約に関し、別紙仕様書のとおり実施されない、又は、その見込みがないと認められるときは、契約を停止し、又は解除する場合がある。

第 15 その他補足、注意事項

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨等は日本語及び日本通貨とする。金額表記は、アラビア数字を用いること。
- (2) この賃貸借（リース）契約の発注者及び請求書提出先は、市民総活躍推進課とする。
- (3) 事業者（入札参加事業者並びに納入、作業に関わる全ての事業者）は、当該入札によって知り得た秘密を漏らしてはならない。また、他の目的に使用してはならない。
- (4) 契約事業者（落札者並びに当該事業者が指定する納入、作業に

関わる事業者)は、当該契約によって知りえた秘密を漏らしてはならない。また、他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (5) 設置作業等については、別紙仕様書を熟読し、市民総活躍推進課又は各公民館の指示に従って、十分な打ち合わせし、納入場所等の指示に従うこと。
- (6) 対象物件の設置作業完了後の検査については、必ず、必要要員を確保し、検査等の立ち会い、操作方法等の説明を要する。
- (7) 本案件の入札のために要した費用は参加者の負担とする。
- (8) 入札参加資格を有する者が1者であっても、この入札は有効とする。
- (9) 機器には落札者の負担で動産総合保険を付するものとする。